

笠間市告示第53号

令和4年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年2月21日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和4年2月28日（月）

2 場 所 笠間市議会議場

令和4年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月28日	月	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
3月1日	火	休 会	議案調査
3月2日	水	休 会	常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 予算特別委員会の設置・付託 〔予算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
3月3日	木	休 会	常任委員会（総務産業）
3月4日	金	休 会	常任委員会（教育福祉）
3月5日	土	休 会	
3月6日	日	休 会	
3月7日	月	休 会	
3月8日	火	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月9日	水	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月10日	木	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月11日	金	休 会	議事整理
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 予算特別委員会（第4日） 議会運営委員会
3月15日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月16日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月17日	木	休 会	議事整理
3月18日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和4年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和4年2月28日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第1号

令和4年2月28日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

- 日程第11 議案第3号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第4号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第5号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第6号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について
- 日程第17 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 日程第18 議案第28号 動産購入契約の締結について（ファイルサーバ購入）
- 日程第19 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第20 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
 議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第3号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第4号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第5号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第6号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第7号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第8号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第9号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第10号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 議案第11号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第12号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第13号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第14号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第15号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第16号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第17号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について
- 日程第17 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 日程第18 議案第28号 動産購入契約の締結について
- 日程第19 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第20 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算

- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算
-

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さん、おはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策として、体調管理や手指消毒の徹底、マスクにつきましては、発言中も含めて着用をお願いいたします。

本日、写真撮影の申出がありましたので許可をしております。よろしくをお願いいたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番村上寿之君、10番石井 栄君を指名します。

会期の決定について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、2月21日の議会運営委員会で御審議をいただいております。

議会運営委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は2月21日に、令和4年第1回笠間市議会定例会の会期日程等についてを協議いたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月28日から3月18日までの19日間といたします。

本日、初日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、討論、採決を行います。また、令和3年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会へ付託いたします。

なお、一般質問通告の締切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締切りは本日の午後5時までとさせていただきます。

3月1日は、議案の調査のため休会といたします。

2日は、午前10時から各常任委員会を開会し、付託された補正予算の審査を行います。午後から本会議を開き、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。また、午前中に行った補正予算審査の結果を各常任委員長から報告を受け、質疑、討論、採決を行います。さらに、令和4年度の各会計の予算審査のため、予算特別委員会を設置し、付託いたします。

3日、4日及び7日の3日間で常任委員会を開催し、8日、9日、10日の3日間で予算特別委員会を開催いたします。

11日は、議事整理のため休会といたします。

14日、15日、16日の3日間で一般質問を行います。

なお、討論通告の締切りは、16日の午前中とさせていただきます。

17日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の18日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後に、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの19日間とします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、今期定例会の会期は本日から3月18日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長より報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

諸般の報告について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

市長より、法令等に基づく報告事項2件が提出をされております。これにつきましては、資料をもって報告に代えることを御了承をお願いいたします。

請願・陳情について

○議長（石松俊雄君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付してその写しをタブレットに配信をしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

施政方針について

○議長（石松俊雄君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和4年度の一般会計をはじめ、特別会計、企業会計、予算及び関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての方針を述べさせていただきます。

その前に、去る2月24日に、ロシア軍がウクライナへの軍事侵略を強行いたしました。今回の武力行使は、国際社会の平和と秩序を脅かすもので断じて許されるものでなく、強く抗議をするものであります。なお、全国知事会をはじめ6団体においては、2月25日にロシア側に対して、ロシア軍を即時完全無条件で撤退させるよう抗議を表したところでございます。

それでは、私の市政運営について方針を申し上げさせていただきたいと思えます。

初めに、新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返しながら、世界中で感染の拡大が今なお続いております。国内でも数次にわたる流行を経験し、感染の拡大を抑制するために社会経済活動の制約を余儀なくされております。

このような状況の中、社会を支える医療従事者や介護従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々には業務の遂行にあたり、心から敬意を表すとともに、市民の皆様の御協力にも感謝を申し上げるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の克服は、今なお喫緊の課題であり、本市におきましても、引き続き新型コロナウイルスへの対応を最優先に進めてまいります。

まず、ワクチン接種についてでございます。追加接種につきましては、国・県のワクチン前倒し接種の方針を受けて、2回目接種完了後6か月を目安に接種券を発送するなど、前倒しを進めており、早期の3回目接種を優先して進めてまいります。また、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種につきましても、接種を希望する方にできるだけ早く対応するよう、3月6日から県や医療機関等と連携して、迅速かつ円滑に進めてまいります。

検査・支援体制の強化につきましては、感染状況や県の動向を踏まえ、検査体制を構築して実施してまいりました。今後も柔軟かつ的確に対応してまいります。また、落ち込んだ市内経済の回復のための取組を進め、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。

次に、令和4年度の予算編成方針について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税については、家屋や償却資産の増加による固定資産税の伸びを見込み、市全体では約3.5%の増としております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画における地方交付税総額が前年度と比較して増となる見込みであるほか、公債費の増などを考慮し、増額を見込んでおります。

歳出につきましては、社会保障関連経費に加え、重点的な公共施設の整備等、感染症対応、脱炭素地域推進やデジタル化の実現に向けた経費が必要となるなど、一段と厳しい財政状況が続くものと予想されます。

このようなことから、予算編成方針の基本的な考え方として、健全な財政運営を継続するため、中長期的なコスト意識を持ち、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要があるとし、全部署において経費の見直しを図り、重点的な課題への新たな取組を積極的に進めることとしました。

これらの結果、令和4年度の一般会計予算は総額325億1,000万円で、前年度と比較しますと6,000万円、0.2%の増となります。なお、新型コロナウイルス感染症関連に関わる予算を除いた金額で比較しますと、約1,500万円、0.05%の増となるものでございます。特別会計予算については、国民健康保険特別会計をはじめとする5会計で、予算総額は167億2,200万円であります。また、企業会計予算については、病院事業会計をはじめとする

4 会計で、予算総額は72億290万7,000円であります。

なお、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算を合わせた、本市の令和4年度の予算総額は564億3,490万7,000円で、令和3年度と比較すると1,804万6,000円、率にして0.03%の増となります。

次に、令和4年度の重要事務事業について御説明を申し上げます。

まず、変異を続ける新型コロナウイルス感染症に対しては、ワクチンの接種をはじめとする対策を強化し、臨機応変な対応を継続していきます。

今回のコロナ禍は、人口減少時代への対応という大きな課題にある中で、地域医療、保健、産業、教育、行政など、幅広い範囲に取組の加速化につながる影響と変化をもたらしました。また、少子化、高齢化を背景とした様々な課題や脱炭素化など地球規模の課題など、総合的な対策が求められています。

この状況を受け、令和4年度は、ダイバーシティの推進、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現を視点としながら、住みたくなる笠間暮らしの構築を重点課題とし、笠間市第二次総合計画及び第2期笠間市創生総合戦略に即した52の取組を重要事務事業として設定し、人口減少時代、そして、コロナ禍における挑戦を継続してまいります。

次に、令和4年度の主要施策の概要について、笠間市第二次総合計画に掲げる七つの政策の柱に沿って述べさせていただきます。

初めに、都市基盤に関する取組についてであります。

人口の急激な減少や高齢化社会の背景のもと、笠間市立地適正化計画に基づき、当市の市街地への移住・定住を促進する支援制度の創設や拡充により、人口減少スピードの抑制を図ってまいります。

計画に定める誘導区域内において、魅力ある宅地開発を誘導し市内人口を下支えするため、一定の要件を満たす宅地整備を行った場合に、事業者に対する補助制度を新たに創設をいたします。また、誘導区域内における空き家を既存ストックとして有効活用し、同区域内への居住集積を積極的に図るため、空家活用支援補助金の拡充や誘導区域内の良好な住環境を阻害する管理不全空家の解体を重点的に促進します。さらに、解体後の空き地を住宅または店舗等の用地として活用し、さらなる居住機能等の集積につなげるために、空家解体撤去補助金を拡充いたします。

今後、増え続ける管理不全空家を解消するために、関係部署との連携が重要であり、空き家に関する関連制度の見直しを検討してまいります。

次に、友部駅は、笠間市の玄関口としての役割を担っており、友部駅前地区の再生を目的とした友部駅前魅力向上事業を、地元住民で組織する友部駅前活性化協議会とともに公民連携で進めてまいります。

常磐自動車道岩間インターに近接する安居工業地域については、企業立地など土地利用の促進を図るため、道路整備に向けた測量設計及び用地買収を進め、早期の企業誘致に取

り組んでまいります。

公共交通については、現在の体系では多額の公費支出が行われなければ維持することができない状況にあります。この現状を打開するため、N T T東日本ほか8機関との公民連携により、スマートシティ構想の一環として、利便性の向上につながるキャッシュレス化の導入や公共交通網再編計画の策定などを進めてまいります。

道路及び河川の整備については、防災・減災に資する国土強靱化基本法に沿って、令和2年3月に策定した「笠間市国土強靱化地域計画」を基に推進をしてまいります。

まず、国・県道の整備については、一般県道平友部停車場線は、友部駅から両側歩道の延長640メートルについて、良好な景観保持と災害時の転倒防止を目的に、道路の無電柱化を進めております。また、J R常磐線に架かる橋爪地内の跨線橋から、こころの医療センターまでの区間については、令和4年度内の早期供用開始を目標に、県事業を促進してまいります。

主要地方道石岡城里線については、安居地区から仁古田地区にかけてバイパス化を計画しており、また、その他の県道についても、交通の円滑化と歩行者の安全を確保するため、茨城県と連携して事業を推進してまいります。

北関東自動車（仮称）笠間P Aスマートインターチェンジについては、令和3年8月に国による事業化が採択されました。今後も関係機関と調整を進めながら、早期の供用開始に向けて取り組んでまいります。

次に、生活を支える市の幹線道路の整備については、国の交付金を活用して整備を推進してまいります。特に、南友部平町線については、「道の駅かさま」に通じる道路として、今月24日に全線開通をいたしました。市道2級5号線については令和4年度の完成、来栖本戸線については令和6年度の供用開始に向けて取り組んでまいります。また、県立中央病院を中心とした市街地道路の混雑に対し、国道50号に通じる新たな道路などについて、具体的な渋滞緩和対策の方針を検討してまいります。

生活道路の整備につきましては、各行政区からの要望に基づき、沿線や通学路での利用状況、隣接地の用地協力等の項目からなる道路整備の優先順位評価基準により、優先度の高い路線から整備を進めてまいります。

笠間中央公園においては、急な雨や強い日差しを避けるための対策や、キッチンカーなどによるイベント等の利用促進を図ってまいります。

公営住宅の入居促進については、県営福原住宅の入居率が約4割であることから、現行の笠間市公営住宅子育て世帯支援助成金を5世帯限定で、月1万円から2万5,000円に拡充し、入居を促進してまいります。また、茨城県と連携して、隣接地にオープンする高齢者福祉施設の職員を対象に、入居条件を設けて入居を促進してまいります。

上水道については、笠間市水道事業第二次基本計画に基づき、水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保の三つの基本方針を掲げ、安心・安全な水道水

の安定供給を図ってまいります。

下水道については、人口減少に伴う使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大等による収入不足が考えられるため、供用開始以来、約30年ぶりに使用料の見直しを図り、令和4年4月から一律15%の引上げを行います。さらに、令和4年度は、県と市が連携して策定する「広域化・共同計画」に伴い、本市の下水道事業全体計画等の改定を進めるとともに、「茨城県生活排水ベストプラン」の改定を行います。また、令和元年度からストックマネジメント事業により、老朽化した処理施設の更新工事を進め、浄化センターともべの汚泥処理施設等更新工事を実施いたします。

農業集落排水事業については、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上を図るため、令和5年4月からの公営企業法適用に向けての準備を進めてまいります。

次に、生活環境に関する取組についてでございます。

交通安全対策については、第11次笠間市交通安全対策計画に掲げる目標の交通事故死者ゼロを目指して、警察や交通安全協会、交通安全母の会との協力体制を継続した取組を実施してまいります。その一方で、交通安全関係団体の高齢化や担い手不足が課題となっていることを受け、昨年より、団体やボランティアが実施していた啓発活動の補完として、市内大手企業などを訪問し、交通安全の活動を組織に対して呼びかけ、企業が社員、その家族へと啓発を広げる取組を実施しており、本年も継続して行ってまいります。

また、交通事故対策としては、信号機のない横断歩道に設置するLED横断意思表示灯や立体横断歩道の導入効果の検証を行い、より一層の交通安全の推進に努めてまいります。

防犯体制については、令和3年の市内における刑法犯罪認知件数は352件で、前年より70件減少しております。しかし、高齢者などを狙った手口の多様化や巧妙化が進んでいることから、広報紙やホームページによる注意喚起、消費生活支援センターの相談員による出前講座の実施や個別訪問による啓発などを強化し、被害の未然防止に努めてまいります。また、本年1月には合併後初となる凶悪な事件が発生をいたしました。これを機に、市役所内の対応体制の構築と警察との連携を強化をしております。

災害時の対策については、総合防災訓練や学校等における防災教育、企業や団体が実施する防災イベント等への講師派遣により、一人一人の防災意識の醸成、防災知識の普及・啓発を図ってまいります。

自主防災組織については、これまでの結成数は152団体で、組織率は63.53%となっております。令和4年度は、未結成の地区を対象にした説明会や講演会の実施、防災訓練等の活動支援により地域の防災力を強化してまいります。また、災害時に地域の集会場等を自主的に開設する届出制自主避難所については、現在までに40団体を超える自主防災組織に登録をいただいております、引き続き登録を促進していきます。

原子力災害については、5月に予定する災害対策本部運営訓練のほか、資機材の運用訓練、広域避難に関わる訓練により、災害応急対策や避難受入れ自治体との連携強化をして

まいります。

消費者行政につきましては、笠間市消費生活マイスター32名による身近な見守り体制の強化や消費生活センターにおける相談員のスキルアップを図りながら、消費者への情報提供、啓発活動を継続してまいります。また、令和4年4月より成年年齢が18歳に引下げとなることに伴い、若い世代の消費者トラブルが懸念されることから、市内高校等と連携し、学生に向けた消費者教育への取組を進めてまいります。

環境政策については、これまで脱炭素社会の実現に向けて、ゼロカーボンシティ宣言やプラスチックごみゼロ宣言により、環境意識の高揚や事業者間の連携強化、施設整備などに取り組んでまいりました。そのような中、新たな事業として、再生可能エネルギー促進区域の設定や公共施設における電気の地産地消、家庭用発電、蓄電設備の導入促進、ごみの減量化を目的とした生ごみ処理容器購入補助の創設、バイオマスプラスチック指定ごみ袋の導入などの実施により、環境施策の充実を図り、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の拡充・強化を目指してまいります。

不法投棄対策については、監視カメラやドローンの活用のほか、警察官OBの廃棄物管理官2名体制で監視活動や捜査機関とのさらなる連携を図り、不法投棄の撲滅を目指してまいります。

分別収集については、令和4年1月19日にサントリーグループと、「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業に関する協定を締結をいたしました。資源を繰り返し利用できるなど、見える化により、リサイクルの意識の向上を図ります。プラスチックの資源循環を一層促進するために、市としては令和5年度からの新たな分別回収を目指し、プラスチックをはじめとする資源物回収の拡充を含めた仕組みづくりを進めてまいります。

また、地域のごみ集積場の設置についても、新規に設置する場合の基準緩和や集積ボックス設置助成金などの増額など、地域の環境整備を構築してまいります。

最終処分場、諏訪クリーンパークについては、第1期処分場の受入終了が見込まれることから、埋立容量48,600m³の第2期処分場の建設を、令和5年度の供用開始を目指して進めてまいります。

市環境センターについては、運用開始から29年が経過していることから、老朽化への対応が課題となっております。新たなごみ処理施設については、既存施設に隣接するグラウンドを整備地として計画策定を進めています。令和4年度は、基本設計の策定やPFI等導入可能性調査などを進め、令和10年度の運用開始を目指してまいります。

消防体制については、令和4年度から実行する笠間市消防強靱化計画に基づき、老朽化した岩間消防署の建設を進めてまいります。さらに、職員を消防庁や県へ積極的に派遣するとともに、現場対応力向上のため実践的な訓練教育を充実させます。

消防団については、消防長が示す非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、報酬等の処遇の見直しを行ってまいります。

次に、健康・福祉に関する取組についてです。

子育て支援については、保育所等施設整備交付金などを活用した事業として、岩間地区の民間認定こども園の建て替えに伴う施設整備に対する補助事業を実施し、保育環境を整備をしております。子ども家庭総合支援拠点では、母子・父子自立支援員による対応を強化し、独り親世帯に対して、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を行っております。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、専門家からの意見や指導を受け、関係者の専門性のスキルアップ及び関係機関との連携を強化しております。また、養育支援訪問事業では、養育が必要な家庭に対し、育児・家事支援や養育に関する指導、助言等の支援を強化いたします。新たな事業といたしましては、独り親の自立支援を目的に、資格取得のための対象講座を受講した場合に費用の一部を支給する、ひとり親自立支援応援事業により、国制度の上乗せによる独自支援を行っております。また、在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュと育児負担の軽減を目的とするママリフレッシュ事業については、託児付講座の実施回数を増加しております。

保健・医療については、若年がん患者の福祉用具や補正具について、費用の一部を助成することで、心理的及び経済的な負担の軽減を図るとともに、社会参加の促進や療養生活の質の向上を図ります。また、多胎妊娠は、妊娠中に妊娠高血圧症候群や早産等のリスクが高まります。妊娠期間中の健康管理、経済的支援を目的に、追加受診に係る費用助成を拡大し、多胎妊婦の負担軽減を図っております。

地域福祉については、第四次地域福祉計画を策定し、高齢者、障害者、児童等の福祉の推進はもとより、ひきこもり支援や生活困窮者の問題など、社会情勢の変化を捉えた施策の推進に向けて取り組んでまいります。また、多様化するそれらの課題への対応について、県立こころの医療センターやNPO法人などとの連携を通じて、地域の人材資源の活用と併せ、アウトリーチなどの様々な手法を用いて、重層的な支援ができる体制を強化しております。

障害者福祉については、様々な障害による意思の疎通やコミュニケーションに関する課題解決への対策、地域の基盤整備などを目的とした新たな条例の制定をいたします。その一つとして、市役所本庁・支所における遠隔手話通訳サービスの提供を開始し、市民、事業者、行政の連携協力のもと、共生社会の実現に向けた取組を地域全体で進めてまいります。

こども育成支援センターでは、成長や発達が気になるお子さんに対して、きめ細かい切れ目のない支援を引き続き行っております。相談支援事業につきましては、近年、言葉の遅れや発音に関する相談が多く寄せられています。速やかな相談が行えるよう、市が言語聴覚士を確保し、言葉の発達相談を実施するなど、体制の充実を図っております。

また、就学児を対象に、怒りや感情をコントロールできるようにするアンガーマネジメントの指導体制を拡充し、有資格者の育成を行い、子どもへの指導だけでなく指導者の育

成にも努めてまいります。

育成支援事業については、幼児期に作業療法士による感覚統合の指導が重要であることから、地域の事業者との連携により指導体制を拡充し、質の高い支援を行ってまいります。発達障害児を地域で育てるための支援として、ペアレントトレーニングの講座や市民向けの講演会を実施し、発達障害児への理解と地域で子どもたちを支える支援力の向上を図ってまいります。

高齢者施設では、新たに痰吸引機を必要とする在宅高齢者の経済的負担を軽減するため、機器の購入費用の一部を助成する高齢者痰吸引器購入費助成を実施いたします。

敬老事業では、新たに75歳、80歳、90歳の方を節目年齢の記念品贈呈の対象に加えるほか、地区が実施する敬老祝賀会に対する地域活動支援として、支援金を増額して交付をいたします。

地域包括支援センターでは、令和3年度に権利擁護支援の連携ネットワークを目的とした中核機関を設置したことを踏まえ、広報紙に成年後見制度に関する情報の掲載や、医療・保健・福祉・司法等各分野の専門職や民生委員等との連携を強化することにより、成年後見制度の利用促進を図ります。さらに、認知症施策として、地域の福祉施設と協働による休日の相談体制を整備し、認知症の本人・家族を地域で支援する体制づくりを推進いたします。

国民健康保険事業については、令和4年度から国民健康保険税の平等割額を廃止し、廃止分を所得割、均等割に上乗せはせず、3方式から2方式による賦課へと変更いたします。また、国の制度として、未就学児を対象に子どもに係る均等割額の5割軽減、さらには、市の単独事業といたしまして、国制度の未就学児を除く18歳未満の子どもに係る均等割額の5割減免を同時に導入し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

後期高齢者医療制度については、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並所得者を除き、医療費の窓口負担が1割から2割になります。令和3年中の所得をもとに令和4年度は被保険者証を7月と9月に2回送付をいたします。また、生活習慣病を予防する特定健診の受診率向上を図るため、AIを活用して対象者に受診を呼びかけるとともに、糖尿病の重症化予防のため、治療中断者や未治療者に対する受診勧奨、通院中の方への保健指導プログラムへの参加促進を行ってまいります。

笠間市立病院においては、訪問看護など医療的ニーズに対応したサービスの拡充を図るため、新たに、県立こども病院から医療的ケア児に対応できる看護師を受け入れ、専門的な知識や技術を持つ看護師を養成し、医療的ケア児の対応を行ってまいります。

次に、産業に関する取組についてであります。

企業誘致については、これまでに茨城中央工業団地（笠間地区）内に10社の企業進出が決定し、去年は、一部企業の操業が開始されております。さらに、複数社の企業の操業開始に向けて準備を進めております。これらの進出企業により、市が税収等で収入する額と

しては年間1億円以上、雇用創出としては800人以上の立地効果が見込まれるところでございます。また、当該用地に隣接する仁古田地区におきましては、工業団地の進出企業関連で、物流センターの建設が進められております。引き続き、茨城中央工業団地の約35ヘクタールや畜産試験場跡地の約23ヘクタールをはじめとした事業用地の積極的なPR活動を行い、県と一体となって企業誘致を推進してまいります。

農業の振興については、次世代を担う新規就農者が、令和2年度までの過去5年間において新たに76人が就農しております。引き続き、認定農業者等が経営基盤強化のために必要とする農業機械等の整備、地域の担い手農家への農地の集積など、持続可能な農業経営に対して支援を行うことで、農家収入の拡大を目指してまいります。

笠間クラインガルテンについては、令和4年度から新たな指定管理者のもと、公民連携による運営の効率化や老朽化する施設整備などを協議し、さらなる地域活性化やサービス向上に取り組んでまいります。

土地改良については、事業採択を予定している石井・来栖・稲田地区において、地権者から土地改良法に基づく事業計画への同意取得を進めています。既に9割以上から同意を得ておりますが、相続放棄地の問題や維持管理費用に不安がある地権者もいることから、引き続き地元推進協議会役員とともに同意取得に努めてまいります。事業着手しております笠間大淵、南友部・大田町、友部小原、友部中央、随分附、押辺・安居地区においては、引き続き関係機関と連携して推進してまいります。

本市の栗は、経営体数、栽培面積ともに全国一であります。これまでの取り組みの成果により、「笠間の栗」の知名度は全国的に大きく向上し、市内外の和洋菓子店や飲食店において「笠間の栗」を使用した商品が数多く提供されております。一方で、「笠間の栗」の確保や、栗ペーストや甘露煮・渋皮煮の安定した品質の確保と供給が新たな課題となっております。これらに対応するため、第二次ブランド推進戦略「儲かる『笠間の栗』産地づくり」に基づき、栗の集荷体制の強化や、新たな栗むきの技術者を育成する「笠間の栗むき子マイスター養成事業」の新設、生産拡大を重点に置いた補助事業の継続など、品質の高い生産と集荷、加工品を流通させるよう関係機関と連携を図ってまいります。また、台湾への日本産食品の輸入規制が緩和されることから、笠間の栗の海外販路拡大の取組の第一歩として、学校給食用の輸出を進めてまいります。

生産者、加工事業者、和洋菓子販売事業者、飲食事業者などで構成する「笠間の栗グレードアップ会議」を発展させ、新たな組織を立ち上げ、笠間の栗に関わる全ての方の所得向上を目指してまいります。持続的な「笠間の栗」の産業を実現してまいりたいと考えております。また、産業経済部農政課内に「栗ブランド戦略室」を新設し、ブランディング戦略の推進体制を強化してまいります。

本市の小菊は、全国でもトップクラスの生産技術・品質を誇り、平成5年より茨城県鉾柄産地の指定を受けています。しかし、生産者の高齢化、後継者不足により生産者は減少

傾向にあり、栽培面積・生産量とも年々減少し、小菊栽培の技術の継承、生産量の維持・回復が課題となっております。これらの課題に対応するため、「小菊生産支援事業補助金」を新設し、作業の省力化や作業時間の効率化など新たなスマート農業に取り組むための機械を導入する生産者への支援を行います。また、関係機関と連携して、現地研修会の開催や研修受入れ態勢の整備、栽培技術指導などの生産者の経営継続のほか、銘柄産地を維持するため、スマート農業による規模拡大後の経営体の法人化、農地の団地化や農業機械の共同利用など、産地としての生産体制の強化を進めたいと考えております。

林業については、森林環境譲与税を活用し、豊富な資源として利用可能な人工林が多いなどの条件が整った福原地区をモデル地区として選定し、森林所有者に間伐や再造林などの森林整備に向けた意向調査を実施してまいります。

江戸時代中期の安永年間から続く関東最古の産地として繁栄してきた笠間焼が、2022年に誕生250年目を迎えました。笠間焼の振興については、この節目を契機に、伝統と革新の笠間焼プライドをテーマに、「笠間焼誕生250周年祭」を実施し、作家と直結するバーチャルツアー、バーチャル商店街、サブスク機能を持ったECサイトやJクレジットの活用などを展開してまいります。また、複数年で実施している、イギリスをターゲットとした笠間焼の海外販路開拓事業であるJapanブランド推進事業については、コロナ禍の中でもリモートでの交流を続け、イギリスで活躍するアーティストとのコラボ作品の制作、PRなど笠間焼の知名度向上に努めてまいりました。その結果として、イギリス国内で開催されたイベントにおいて、展示された作品の7割以上が売れるという実績につながりました。今後も、産地として販路拡大を支援してまいります。

秋を代表する催事で、第115回を迎える日本最古の「笠間の菊まつり」ですが、現状としましては、菊栽培の高度な技術を持つ方が少なくなっており、栽培所職員の高齢化や担い手不足が大きな課題となっております。このため、市の菊栽培所の体制強化として、産業経済部観光課内に菊栽培所を設置し、新たに所長を配置して、組織の明確化を図り、また、老朽化した事務所の修繕工事などにより、菊づくり担い手を育成する環境を整備し、栽培面積の拡大や栽培技術の向上を図ってまいります。

本市の新たな拠点である「道の駅かさま」につきましては、指定管理者である株式会社道の駅笠間が、笠間の魅力を発信するため、市内事業者の商品紹介や売場の提供及び市内を周遊するための施設や店舗の紹介などの取組を実施してまいります。また、テナントでの地場農産物を活用した食の提供や、直売場及び朝市などのイベントでの加工品等の紹介販売を実施してまいります。さらに、農業所得の向上に向けて、道の駅の出荷支援を行い、2022年度期の「道の駅かさま」の目標として、来場者を100万人、売上げを10億円とすることとしております。

次に、教育・文化に関する取組でございます。

ICT教育の推進については、ICT教育指導支援員を積極的に活用し、校内研修の充

実を図りながら、学力向上に努めてまいります。

タブレット端末の活用については、学校間連携によるオンライン授業の配信やグループワークを通じての協働的な学び、さらに、AIドリル等を活用したりリモート学習による個別最適な学びを充実させ、これまでの対面授業と組み合わせながら、デジタル化時代に即した効果的な教育を実現してまいります。また、病気療養や不登校児童生徒など、通学が困難な子どもたちに対しては、積極的にオンライン授業を進め、個に応じた学びの保障をしてまいります。さらに、教育委員会内に、県内初となるキャリアコーディネーターを配置します。知識と経験が豊富な元高校教諭を採用し、小学校・中学校・高校・大学・特別支援学校などをつなぐ役割を持たせて、学校間の連携強化を図ってまいります。

学校給食の地産地消については、昨年11月に県内一斉に実施された地場産物の活用状況調査において、295品目中80食材が活用され、前年度より5.4%増加しております。引き続き、生産者等の協力を得ながら笠間産野菜の種類や量を増やすなど、栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めてまいります。また、児童生徒が地域の食材について理解を深めることを目的に、「笠間の栗」を使用したモンブランケーキや常陸牛、笠間産豚肉などを提供していくとともに、日本と台湾の相互理解と友好を目的とした、台湾バナナの特別メニューを提供します。

歴史・芸術文化の振興においては、牧野貞喜没後200年の節目に記念事業を実施いたします。牧野貞喜は、江戸時代後期に笠間藩主として、人口増加策、農民保護策、藩校設立など、最も藩政に尽力した人物であります。記念事業では、貞喜の生涯と功績を振り返るパネルのほか、貞喜自らが筆を揮い神社に奉納したとされる社名額や貞喜親筆の和歌短冊等の関連資料を展示する企画展を開催し、貞喜の功績を後世に伝えてまいります。

日本遺産推進事業については、引き続き国の補助事業を活用し、人材育成、普及・啓発、情報コンテンツの作成の各分野において地域活性化を目指して事業を展開してまいります。重点課題として、笠間・益子共同でのシンポジウムの開催をはじめ、日本遺産関連商品開発の促進に努め、販売を通じて日本遺産の魅力の発信に努めてまいります。また、協議会の運営につきましては、国の補助事業の最終年度となるため、令和5年度からは独自財源を確保し、事業展開することが必要になります。さらに、令和4年度から2年間、笠間市が協議会の事務局になることから、事務局体制を含めた今後の事業展開を益子町及び関係団体と協議をし、方向性を出してまいりたいと考えております。

星野陸也選手、畑岡奈紗選手をはじめ、本市出身のプロゴルファーの多くは、小学生時代のスナッグゴルフの経験がゴルフを始める礎となっていることから、市長杯スナッグゴルフ大会に、スナッグゴルフが盛んな自治体の小学生チームやプロゴルファーを参集し、ゴルフへの興味をさらに向上させる取組を進めてまいります。

かさま陶芸の里ハーフマラソン大会については、一昨年開催した大会は、日本最大のマラソンエントリーサイトで、参加者から日本一の評価をいただいております。今後、大会

のさらなる発展を図るため、茨城陸上競技協会などの協力を得ながらコースの変更を計画してまいります。

昭和39年の東京オリンピックの開催を記念して始まった、県下中学校交歓笠間市駅伝大会は、第60回目の開催を迎えます。一つの自治体が主催する県内の全中学校を対象とした駅伝大会は全国的にも例がなく、中学生にとって貴重な大会となっております。令和4年度は、新たに自動計測システムを導入し、正確性の確保やスムーズな大会運営を図り、魅力ある大会を目指してまいります。

パラスポーツの普及・啓発については、茨城アストロプラネッツの車いすソフトボールチームの活動を支援するとともに、日本初の車いすソフトボールリーグに加盟するチームによる大会や、中学生を対象とした体験会、障害者の交流機会のほか、パラスポーツの認知度向上を図ります。

スポーツを活用した地域経済の活性化の推進役として、令和3年度に設立をしました笠間スポーツコミッションが誘致に成功した日本スケートボード選手権大会は、オリンピック金メダリストも出場するなど、多くのメディアに取り上げられ、本市のイメージアップと認知度向上につながりました。令和4年度は、スポーツコミッションの法人化による組織強化を図るとともに、事務所を市役所の外に独立させ、スポーツを通じた持続的なまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

市立公民館については、かさま志民大学、かさま子ども大学に取り入れたSDGsの目標設定や、オンライン講座配信などの取組が評価され、令和3年度文部科学省優良公民館表彰において全国1位に選ばれました。令和4年度は、公民館全館のWi-Fi化による環境整備のほか、志民大学で新たなデジタルコース講座を開校をいたします。また、市立図書館においても、笠間図書館での国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの活用など、デジタル化を強化してまいります。

次に、地域づくりに関する取組についてであります。

人口減少、少子化・高齢化社会の中で、まつり等の行事や清掃といった地域活動の持続が大きな課題となっております。生涯活躍のまちづくりモデル事業として、民間企業等の参画のもとで、笠間リビング・ラボを結成し、地域資源を活用した豊かで安心が続く暮らしを実現するデータヘルスによる予防活動、電子広報の推進などを実施し、研究を進めてまいります。

また、様々な地域の課題をデジタルの活用により解決を図る、デジタル田園都市国家構想が進められている中で、本市においては、より生活に密着した課題をデジタルの力で解決する取組に着手します。具体的には、エリアを指定し、スマートフォンの貸出しやWi-Fiなどの環境整備から、買物、交通、健康づくりなどの分野において、例えば、無人店舗やシェア型の交通サービス、健康づくりを促進するアプリケーションの導入などの実装と研究を行う「笠間版デジタル田園都市モデル事業」を立ち上げ、実証実験として取り

組んでまいります。

コロナ禍の中で、テレワークによる移住や移住体験、サテライトオフィスやワーケーション施設の利用等の関係人口による移住など、時代の変化に対応した移住戦略を推進いたします。

多様な人材の活躍については、令和3年10月に県内自治体として初の「いばらきダイバーシティ宣言」登録を行いました。令和4年度は、ダイバーシティ講演会の開催などによる意識の醸成を図るとともに、ダイバーシティの考え方を包含した第四次笠間市男女共同参画計画の策定を進め、多様性を尊重することで、誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指してまいります。

行政区については、地域と行政をつなぐ役割を担っており、区長業務は行政文書の回覧や地域要望の市への伝達などが本来の業務であります。しかし、自治会活動である地域コミュニティ活動も同一組織で運営されていることも多く、これらの活動と混合している行政区もあり、区長への負担が過大となっている現状がございます。

近年は、核家族化や高齢化の進展、ライフスタイルの変化により、行政区への加入率が10年間で10%も減少し、令和3年4月1日現在で70.62%となっております。行政区への加入率が減少する中で、本年7月の施行を目指して、「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」制定を進めております。この条例は、市民の行政区への加入及び行政区活動への参加を促進するとともに、市民、行政区、事業者、市の役割を定めることにより、誰もが支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とするものであります。また、区長や市内事業者等から構成する、行政区への加入促進に向けた検討委員会を設立し、課題の共有・整理を進めてまいりたいと考えております。

さらに、課題の一つとなっている各種募金活動等について、庁内の関係部署で協議を始めており、これらの徴収方法についても、これまでの慣習にとらわれず、見直しを図ってまいりたいと考えております。

今後、条例制定を契機として、行政区の役割を明確化し、区長会との連携を強化し、加入促進に向けた取組を推進してまいります。

次に、自治体運営に関わる取組についてであります。

デジタルトランスフォーメーションの取組として、行政手続のオンライン化や公共施設予約システムの整備を進めてまいりました。令和4年度は、新たに道路台帳や上下水道台帳、用途地域図などが自宅や事務所などから閲覧できる公開型GISを再構築してまいります。これらの取組により、個々の手続がデジタルで完結するデジタルファースト原則に基づき、来庁を必要としない行政サービスの提供を拡大してまいります。また、デジタルトランスフォーメーションの取組を市内企業などにも波及させ、市内在住・在勤者に向けて、DX人材育成オンライン学習サービスの提供を行い、地域におけるデジタル人材を育成してまいります。

マイナンバーカードについては、現在の普及率は約40%であり、普及速度の大幅な加速が必要であります。さらなる交付の円滑化に向けて、企業や団体への出張申請受付や申請時来庁方式を普及させ、交付率の向上を図ってまいります。

人材育成については、市職員の自発的な能力開発を支援するため、各種研修への参加、他の機関への派遣機会の確保に努め、大学等の就学や国際貢献活動を可能とする自己啓発等休業や修学部分休業などを活用するなど、資格や専門知識を習得する自己啓発の機会を創出します。また、多様な任用制度を活用し、長年の経験や知識を有する再任用職員や特定の能力に秀でた任期付職員、語学指導等の分野以外においても職務能力のある外国籍人材などの優れた人材の確保・活用に努めてまいります。

笠間市ふるさとづくり寄附金については、令和4年3月末の収納ベースで、昨年と同時期と比較して約5,000万円増の1億4,000万円の寄附を見込んでおります。令和4年度は、受付サイトの適切な運用に加え、返礼品に関しては栗や梨など人気農産物が長期にわたり提供できるような数量の確保、「道の駅かさま」や「ムラサキパークかさま」など市内施設とのコラボ商品の開発、また、市内事業所と連携した複数の返礼品を抱合させたジョイント商品開発を進めるなど、魅力ある返礼品の提供に努めてまいります。

以上、令和4年度の市政運営について、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の流行に加え、多様化する社会的課題など、これまでに遭遇したことのない複雑な局面に立っております。こうした厳しい環境の中で、多くの市民や事業者が新たな取組や様々な挑戦を続けております。令和4年度は、「笠間市総合計画後期基本計画」5年間の初年度であります。笠間市の未来をつくる元年とし、位置づけをして、施策をしっかりと実行してまいりたいと思います。議員各位をはじめ市民の皆さまにおかれましては、市政発展のために、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会の提出議案は、諸般の報告のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問が1件、笠間市副市長の選任に同意を求めることについてをはじめとする議案が47件であります。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石松俊雄君） ここで11時15分まで休憩を取りたいと思います。再開は11時15分です。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（石松俊雄君） 日程第6、委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

○議会運営委員長（市村博之君） 委員会提出議案第1号 笠間市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

本案は、議場内等における秩序を維持するため、本規則の改正を提案するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしく賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石松俊雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（石松俊雄君） 失礼いたしました。18番大関久義君が都合のため退席をしております。

もう一度繰り返します。

これより採決に入ります。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号））

○議長（石松俊雄君） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 報告第1号、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは、令和4年1月21日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種やPCR検査、また、子育て世帯への支援等、早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,299万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363億826万2,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1、追加は、マイナポイント申請支援事業人材派遣業務委託につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更は、新型コロナワクチン予約相談業務委託につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種の終了期間を7月末までとしておりましたが、9月末まで延長するため、受付相談業務に係る委託経費が増えることから、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,849万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,592万3,000円の増が主なものでございます。2目民生費国庫補助金16億1,835万1,000円の増は、住民税非課税世帯や子育て世帯等への臨時特別給付金の計上が主なものでございます。3目衛生費国庫補助金1,544万9,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額でございま

す。6目教育費国庫補助金1,223万8,000円の増は、学校の感染症対策に係る学校保健特別対策事業費補助金1,012万5,000円の増が主なものでございます。

10ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金16億410万1,000円の減は、一般会計補正予算（第10号）におきまして、住民税非課税世帯や子育て世帯に対する臨時特別給付金の財源を国の補正予算成立前であったことから、一時的に財政調整基金からの繰入金として予算化をしてございましたが、国の補正予算が成立したことにより、国庫補助金として計上したため、減額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,378万1,000円の増でございますが、次の12ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金に、国の子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となる所得制限を超える世帯に対しまして、18歳以下のお子さんを対象にし、市独自に1人当たり10万円を支給する、子育て世帯への臨時応援給付金4,950万円の計上が主なものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,409万1,000円の増は、12節委託料にエッセンシャルワーカーを対象とするPCR検査委託料でございます。2目予防費1,544万9,000円の増は、12節委託料に3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る人材派遣委託料1,388万2,000円の増が主なものでございます。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費1,260万円の増及び次の13ページを御覧ください。第3項中学校費、1目学校管理費765万円の増は、学校における感染症対策に必要な物品の購入費でございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ただいま説明をいただきました補正予算（第11号）について質問させていただきます。

歳入の9ページのところの総務費国庫補助金の中に、マイナポイント事業費補助金257万2,000円が計上されております。

先ほどの御説明によりますと、今年度中に事業委託をしなければならぬために計上してあるというような説明だったかと思えますけれども、今年度中であるということであれば、3月末までにできればいいのかなと思うのですが、今回の専決処分になった理由というのを御説明いただければと思ひまして質問させていただきます。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

今回につきましては、特に高齢者の方等がマイナンバーカードの申請に苦慮されることが想定されます。国のほうでも各種制度のほう、マイナポイントの制度等を準備してございますので、早目にこういった制度を活用して、皆様にマイナンバーカードの推進を図っていくということを目的に、今回、補正予算の中で計上をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） よろしいですか。

○10番（石井 栄君） それでいいです。

○議長（石松俊雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

10番石井 栄君。登壇してください。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井栄です。報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度笠間市一般会計補正予算（第11号））に、反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算（第11号）は、歳入歳出に1億2,299万2,000円を追加し、予算総額を363億826万2,000円にするものであります。全体として市民に大切な施策がたくさん含まれております。保育環境改善事業補助金205万8,000円、それから、PCR検査委託料1,409万1,000円、それから、子育て世帯への臨時応援給付金4,950万円など、大切な事業に対する予算となっており、これらに私どもは賛成でありますけれども、しかし、今、説明がありましたように、マイナポイント事業というのを進めるために257万2,000円を歳入して、それでもってマイナポイント事業を推進するということが含まれております。

私どもは、全体として見ればすごくいいものがたくさん満載してありますが、この事業については、個人情報の保護や国民の関心につながるマイナンバー、それとマイナンバーカードの活用につながるものでありますので、これについては反対であり、やむを得ず反対討論をするものであります。

先ほど、専決処分の必要性について説明があったところで、それなりに、その推進の立場から言えばそれなりの理由があるということは承知しておりますけれども、私どもは、

それは推進すべきではないという考えでありますので、この内容及び専決処分にマイナポイント事業の継続費を計上するという点については反対であり、この補正予算（第11号）に反対をするものであります。

議員の皆さんにも御賛同をいただきたいと思ひまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

この採決は採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンの確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数19、賛成15、反対4、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として活動しております。

本諮問は、平成16年から活動されている江田けい子氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、再度、江田氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第1号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第9、議案第1号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを議題といたします

ここで、地方自治法第117条に係る議会申合せ事項により、副市長近藤慶一君の退席を求めます。

〔副市長 近藤慶一君退席〕

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市副市長の近藤慶一氏が令和4年3月31日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を再任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

副市長近藤慶一君の入場を求めます。

〔副市長 近藤慶一君入場〕

○議長（石松俊雄君） ここで、副市長近藤慶一君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔副市長 近藤慶一君登壇〕

○副市長（近藤慶一君） ただいまは副市長選任への御同意、誠にありがとうございます。

もとより微力ではございますが、笠間市発展のため、誠心誠意尽力する所存でございます。議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

議案第2号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第10、議案第2号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の須藤幹夫氏が令和4年3月31日をもって任期満了になることに伴い、新たに苅谷 正氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、

議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第 3号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 4号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 5号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 6号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 7号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 8号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第 9号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第10号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第11号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第12号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第13号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第14号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第15号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第16号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて
議案第17号	笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めらるることに付いて

- 議案第18号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第19号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第20号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（石松俊雄君） 日程第11、議案第3号から議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての19件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第3号から議案第21号 笠間市農業委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、伊藤孝洋氏、菅井 亘氏、埴 博光氏、大橋正義氏、入江保夫氏、石川 馨氏、佐藤清章氏、國谷博隆氏、鶴田英樹氏、長谷川 隆氏、永田良夫氏、込山祐一氏、小沼 祐氏、田山悦子氏、長谷川愛子氏、山口忠栄氏、青木勝照氏、高野尚夫氏、柳橋 泰氏の19名について、笠間市農業委員会委員に任命するため、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第21号の19件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第21号まで、一括をして採決をしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、議案第3号から議案第21号までを一括して採決をいたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第12、議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて、職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告におきまして、期末手当の引下げが勧告されたため、これに準じて、一般職及び特別職の職員等の給与改定を行うものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

笠間市職員の給与に関する条例第20条第2項において、一般職の令和4年6月支給期以降の期末手当の支給割合を0.075月分、100分の7.5引き下げるものでございます。また、同条第3項におきまして、再任用職員の令和4年6月支給期以降の期末手当の支給割合を0.05月分、100分の5引き下げるものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例第5条におきまして、特別職の令和4年6月支給期以降の期末手当を0.05月分、100分の5引き下げるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項において、特定任期付職員の令和4年6月支給期以降の期末手当を0.075月分、100分の7.5引き下げるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第2項フルタイム会計年度任用職員及び第25条第2項パートタイム会計年度任用職員において、それぞれ令和4年6月支給期以降の期末手当を0.075月分、100分の7.5引き下げるものでございます。

ページをお戻りいただきまして、3ページをお開きください。

附則第1項におきましては、本条例の施行日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

附則第2項につきましては、令和3年人事院勧告の一定期末手当の支給月数を0.15月または0.1月分引き下げることにするものの、令和3年12月支給期の期末手当の引き下げは見送られたため、この引き下げ相当額を令和4年6月支給期の期末手当から減額し、調整することを定めるものでございます。

第3項は、規則への委任でございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第13、議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、非常勤職員の育児休業の取得要件が改められたことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正では、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和を行うとともに、育児休業

を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表で御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2条におきましては、育児休業をすることのできない職員の要件を定めておりますが、このうち、同条第4号（ア）におきまして規定する「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」との要件を廃止するものでございます。これに伴いまして、改正前の同号（イ）を同号（ア）とし、同号（ウ）を同号（イ）とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

第17条におきましては、部分休業をすることのできない職員の要件を定めておりますが、育児休業と同様に、同条第2号（ア）において規定する「引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」との要件を廃止するものでございます。これに伴いまして、同号（ア）を削除し、同号の文言修正をするものでございます。

続きまして、4ページから5ページにかけては、第21条を第23条といたしまして、新たに第21条及び第22条を加えるものでございます。

第21条におきましては、妊娠または出産等を申し出た職員に対して講ずべき措置を、第22条におきましては、勤務環境の整備に関する措置について規定してございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第14、議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の広域利用に関する協定に施設を追加するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、政策推進監より説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 政策推進監北野高史君。

○政策推進監（北野高史君） 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、県央地域首長懇話会を構成する笠間市及び水戸市ほか7市町村による、公の施設の広域利用に関する協定につきまして、新たに「笠間芸術の森公園スケートパーク」を加えるものでございます。

なお、協定につきましては、議案第29号で御提案を申し上げます。

3ページの条例の新旧対照表を御覧ください。

第4条につきましては、笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の特例といたしまして、協定市町村に住所を有する者に対し、本市民と同一条件で利用できるようにするため、追加をするものでございます。また、別表第1及び別表第2につきましては、当該施設を追加するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第15、議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員の報酬等の基準の策定等に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

○消防長（堂川直紀君） 議案第25号 笠間市消防団員の任免，定員，服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、年々、消防団員の減少が続き、団員一人一人の負担が増加している現状に鑑み、国が示す消防団員の報酬等額の基準を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の改

正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、7ページをお開きください。

消防団員の報酬額を定めた別表第1について、国の基準等を踏まえ改めるものでございます。

次のページを御覧ください。

年額報酬については、団員が2万3,000円から3万6,500円、班長は2万8,000円から3万7,000円、部長が3万2,000円から4万円、副分団長が3万7,000円から4万5,500円、分団長が4万円から5万500円、本部員が4万5,000円から5万5,000円にそれぞれ改正するものでございます。

水火災等のため出動した団員に支給する出動報酬については、活動時間に応じて支給するものであり、2時間未満の活動については2,000円、2時間以上4時間未満の活動については4,000円、4時間以上の活動については8,000円に改めるものでございます。

次に、ページを戻し、5ページをお開きください。

第4条に消防団員の休団制度について加えるものでございます。団員の身分を保持したまま、消防団員として活動を3年を超えない範囲で休止することができる制度でございます。同条第2項及び第3項に休団及び復帰をしようとするときは、あらかじめ任命権者に承認を受けなければならない旨を定めており、同条第4項に休団した消防団員が復帰した際の階級を定めております。

次のページを御覧ください。

同条第5項に、休団期間中の報酬については無支給とし、退職報償金については在職年数不算入とするものを加えております。

5ページから7ページにかけて、その他、消防団の適正な運営・執行を図り、これまで規定がなされていなかったものを明示するため、第3条に欠格条項、第7条に分限、第18条に消防団の公務災害補償について加えております。

ページを戻りまして、4ページをお開きください。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項に、笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正といたしまして、本条を加えております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第16、議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進す

る条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政区への加入及び参加の促進に関し、必要な事項を定めることにより、行政区の活動活性化を推進するため制定するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について御説明を申し上げます。

本条例は、行政区の活動活性化を推進するため、基本理念並びに市民、行政区、事業者及び市の役割を定めることにより、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定をするものでございます。

2 ページを御覧ください。

第1条で目的、第2条で用語の定義、第3条で、次の3ページにかけまして四つの基本理念を定めてございます。

3 ページを御覧ください。

第4条から次の4ページ、第8条まで、市民、行政区、事業者、住宅関連事業者並びに市それぞれの役割を定めることによりまして、基本理念を実現するために協力・連携した取組を行い、行政区の活動活性化を図るものでございます。

4 ページの第9条は、委任についての定めでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。再開は1時です。

午前12時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し議事を再開いたします。

16番西山議員が退席をされております。

議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第17、議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域における障害者の情報取得やコミュニケーション環境の向上に関する施策を総合的に推進するため制定するものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について御説明を申し上げます。

本案は、障害の有無にかかわらず、格差なく情報を取得し、互いに意思を伝え合える共生社会の実現に向けて、市民、事業者、行政それぞれの責任や役割のもと、これらの環境向上に関する施策を地域全体で総合的に推進していくため制定するものでございます。

この条例は、本則9条及び附則をもって構成されております。

2ページをお開き願います。

条例の内容についてでございますが、前文では条例制定の背景及び前提、目指す地域の将来像について定めてございます。

第1条及び第2条では、条例制定の目的と用語の定義について。

3ページに移っていただきまして、第3条では基本理念について定めてございます。

第4条では、市の責務といたしまして、関連施策の実施に関することを定めてございます。

第5条及び第6条では、市民及び事業者の役割といたしまして、環境向上に関する施策への協力及び合理的配慮の提供について定めてございます。

4ページに移っていただきまして、第7条から第9条では、情報取得及びコミュニケーション環境の向上に資する施策推進の基本的な方針について定めてございます。

次に附則でございますが、第1項において、条例の施行日を令和4年4月1日としております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第28号 動産購入契約の締結について（ファイルサーバ購入）

○議長（石松俊雄君） 日程第18、議案第28号 動産購入契約の締結について（ファイルサーバ購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第28号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 議案第28号 動産購入契約の締結について（ファイルサーバ購入）について御説明申し上げます。

現在のファイルサーバにつきましては、平成29年2月に導入いたしまして、令和5年には保守期限及びOSのサポート期限を迎えること、社会的なトレンドを背景といたしましてペーパーレス化が進んでおり、取り扱うデータ量が拡大していることから、ファイル容量を増強してファイルサーバ機器一式を更新するものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額1,351万9,000円、うち消費税122万9,000円でございます

契約の相手方でございますけれども、日立市大みか町4丁目27番32号、株式会社ネクシモ、代表取締役山形勝で、2月9日に仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（石松俊雄君） 日程第19、議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、政策推進監より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 政策推進監北野高史君。

○政策推進監（北野高史君） 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についての内容を御説明申し上げます。

本案は、県央地域首長懇話会を構成する笠間市及び水戸市ほか7市町村において、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用することについて協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているもので、協定対象施設の追加等に伴い、協定書の改正を行うものでございます。

改正箇所の御説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

水戸市の項、下から4項目、新たに整備される水戸市下入野健康増進センターを追加するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

笠間市の項、笠間芸術の森公園スケートパークについて新たに追加するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

茨城町の項、運動公園につきましては、既存の陸上競技場を多目的広場に施設名の変更をすることに伴い、改正するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

城里町の項、コミュニティセンター城里につきましては、図書室を新たに追加するものでございます。

なお、協定の締結日は令和4年4月1日を予定しております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）

議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石松俊雄君） 日程第20、議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計3会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億633万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ371億1,459万2,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、継続費補正でございます。笠間保健センター施設解体事業につきまして、事業費の確定に伴い、令和3年度の年割額と総額を変更するものでございます。

次に、8 ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業業務委託につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

9 ページを御覧ください。

第4表、繰越明許費補正でございます。マイナンバーカード交付事業をはじめ、次の10ページまでの22事業につきまして、年度内での完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

11 ページを御覧ください。

第5表、地方債補正でございます。1、追加は、市道整備事業債及び冠水対策事業債につきまして、国の補正予算による国庫補助事業の財源として新たに起債をするものでございます。

12 ページを御覧ください。

2、変更は、市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ3件につきまして、事業費

の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。
まず、歳入でございます。

15ページを御覧ください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税5億2,809万6,000円の増は、国の補正予算に伴いまして追加交付された普通交付税でございます

16ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6,774万4,000円の増は、民間保育所や民間認定こども園の運営費補助に充てる、子どものための教育・保育給付費国庫負担金3,120万2,000円の増や、生活保護費負担金4,690万9,000円の増が主なものでございます。2目衛生費国庫負担金2,675万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額でございます。

17ページを御覧ください。

第2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,455万6,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,995万3,000円の増が主なものでございます。

18ページを御覧ください。

4目土木費国庫補助金1億3,387万円の増は、国の補正予算に伴う、防災安全交付金（強靱化道路整備）1億3,035万円の増が主なものでございます。

19ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金3,953万円の増は、次の20ページを御覧ください。低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金事業費補助金4,282万円の計上が主なものでございます。

22ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金5,202万円の増は、ふるさとづくり寄附金5,000万円の増が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目財産管理費1億9,005万5,000円の増は、次の27ページを御覧ください。24節積立金に公共建築物長寿命化等対応基金に積み立てる2億円の増が主なものでございます。

6目企画費1億9,551万9,000円の増は、次の28ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業要請により影響を受けました指定管理施設に対して支援する指定管理施設補助金1,498万円や、24節積立金に企業立地促進基金に積み立てる2億円の計上が主なものでございます。

29ページを御覧ください。

13目市民活動費1,258万1,000円の増は、12節委託料に、ふるさとづくり寄附金の増に伴うふるさとづくり寄附金業務代行委託料1,221万8,000円の増が主なものでございます。

14目基金費4億2,133万7,000円の増は、12月に追加交付されました普通交付税の一部を減債基金に積み立てる3億5,651万4,000円の増のほか、ふるさとづくり寄附金の増に伴う、元気かさま応援基金積立金3,699万9,000円の増が主なものでございます。

37ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,111万6,000円の増は、次の38ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金に施設型給付費の実績見込みによる民間認定こども園入園負担金2,440万円の増及び保育所入所負担金2,370万円の増、39ページを御覧ください。低所得の独り親世帯を支援するため、お子さん1人当たり5万円を支給する茨城県からの生活支援特別給付金4,250万円の計上が主なものでございます。

40ページを御覧ください。

第3項生活保護費、2目扶助費6,254万5,000円の増は、実績見込みによる生活保護費の増額でございます。

41ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費2,842万2,000円の増は、12節委託料に、5歳から11歳のお子さんを対象とした新型コロナウイルスワクチン接種に伴う経費としまして、人材派遣委託料1,728万3,000円の増や予防接種委託料1,900万8,000円の増が主なものでございます。

47ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費2億1,981万4,000円の増は、14節工事請負費に、国の補正予算に伴う市内各幹線道路の新設改良工事費2億1,630万円の増が主なものでございます。

51ページを御覧ください。

第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費1,546万4,000円の増は、21節補償補填及び賠償金に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして中止や延期により生じる修学旅行などの取消料の計上でございます。

以上で、令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 16番西山 猛君が着席をされております。

次に、保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第31号から議案第33号の説明をいたします。

初めに、議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万8,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を77億6,097万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書にて御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに歳入につきましては、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目国民健康保険税減免補助金165万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応分の国保税減免額10分の6 相当分の国庫補助金の増額でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金補助金、1 目保険給付費等交付金37万5,000円の減額は、保健事業費の確定に伴う、保険者努力支援分148万2,000円の減額及び新型コロナウイルス感染症対応分の国保税減免額10分の4 相当分の特別調整交付金110万7,000円の増額の差引きによるものでございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金321万円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定及び7 ページを御覧いただきまして、2 段目の国保財政安定化支援事業繰入金の増額によるものでございます。

9 ページを御覧願います。

歳出につきましては、5 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費93万3,000円の増額は、令和4 年度特定健康診査のウェブ先行予約開始に伴う案内通知の郵送料126万円の増額及び受診勧奨通知対象者数の確定に伴う委託料32万7,000円の減額の差引きによるものでございます。

5 款2 項保健事業費、2 目生活習慣病予防対策事業115万5,000円の減額は、糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導対象者数確定に伴う委託料の減額でございます。

6 款1 項基金積立金、1 目準備金積立金485万円の増額は、歳入歳出調整に伴い、国保財政調整基金への積立金を増額するものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号 令和3 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,128万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9 億8,217万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入につきましては、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金189万5,000円の増額は、繰出基準に基づく一般会計繰入金の増額で、保険基盤安定繰入金及び後期高齢者健診事業繰入金の増額が主なものでございます。

6 款諸収入、3 項雑入、3 目後期高齢者健診委託金1,331万6,000円の減額は、検診受診者の減少に伴う後期高齢者健診委託金の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による

ものでございます。

7ページを御覧願います。

歳出につきましては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金87万6,000円の増額は、後期連合納付金の確定による保険基盤安定事業費負担金の増額が主なものでございます。

4款1項保健事業費、1目後期高齢者健康診査費1,217万2,000円の減額は、検診受診者の減少に伴う委託料の減額が主なものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,400万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ74億2,220万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金85万円の減額から、8ページに移りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金97万2,000円の減額までの8項目における減額につきましては、歳出におきまして、保険給付費及び地域支援事業費を減額することに伴い、それぞれの法定負担割合に応じ減額をするものでございます。

次に、6ページにお戻りいただきまして、2項国庫補助金、8目介護保険災害等臨時特例補助金57万4,000円は、新型コロナウイルス感染症に関わる第1号保険料減免措置による減免額について国庫補助金交付額が決定したことにより、計上するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

9款諸収入、4項3目雑入97万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したことに伴い、減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費3,300万円の増額、続きまして10ページに移りまして、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費700万円の増額につきましては、利用者が増加したことに伴い、増額をするものでございます。

次に、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費4,800万円の減額は、制度の改正に伴い、減額を行うものでございます。

次に、4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費1,909万7,000円

の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことに伴い、減額をするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

3項包括的支援事業任意事業費、4目任意事業費406万8,000円の減額は、利用者確定により、委託料及び扶助費の減額が主なものでございます。

12ページに移りまして、5款1項基金積立金、1目介護給付費準備金積立金782万6,000円の増額は、給付費等の減額により一般財源を調整するものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ911万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,508万8,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

主な内容につきまして、第1表歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

初めに、歳入になります。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金902万8,000円の減額につきましては、対象となる事業費の確定によるものでございます。

3ページを御覧ください。

歳出になります。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費988万2,000円の減額は、工事請負費及び接続支援補助金の確定によるものでございます。

以上で、議案第34号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款病院事業収益の総額に242万7,000円を追加し、総額を9億1,372万7,000円とし、支出の第1款病院事業費用の総額から275万2,000円を減額し10億2,058万5,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の第1款資本的収入に6,000円を追加し、総額を3,129万6,000円とし、支出の第1

款資本的支出に1万2,000円を追加し、総額を4,700万4,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、他会計からの補助金の補正でございます。

収入・支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、2目外来収益1,714万3,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に伴う発熱外来の開設とPCR検査数の増加により増収となっております。3目その他医業収益1,647万円の減は、訪問看護の患者数が当初の見込みより下回ることから、実績により減額とさせていただいております。県立中央病院との人事交流事業で派遣看護師が1名減となったことから、人事交流負担金県負担金を減額するものが主なものでございます。

第2項医業外収益、1目他会計負担金5,000円の減は、企業債利子償還に係る一般会計からの負担金でございます。2目他会計補助金175万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に対応するための一般会計からの補助金でございます。

6ページを御覧ください。

支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、3目経費274万1,000円の減は、13節委託料、新型コロナウイルスPCR検査業務委託550万円の増と、14節負担金の県立中央病院との人事交流負担金1,000万円の減が主なものとなっております。

7ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

こちらは、企業債の利率見直し方式により借り入れておりましたが、利率が下がったことにより償還額が変更となり、収入の企業債元金償還に係る一般会計からの出資金で6,000円の増、支出におきまして企業債償還金1万2,000円の増となっております。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第36号及び議案第37号について御説明申し上げます。

初めに、議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業における公共管更新事業を330万円減額し、1億5,790万5,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

初めに、収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益を1,010万3,000円増額し、水道事業収益計を18億214万1,000円に補正するものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を27万円減額し、水道事業費用計を16億1,453万円に補正するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億6,766万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,615万円、過年度分損益勘定留保資金2億7,151万7,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

2ページを御覧ください。

内容につきまして、初めに、収入から、第1款資本的収入、第3項他会計負担金を38万5,000円減額し、資本的収入計を9億1,764万2,000円にするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,048万3,000円減額し、資本的支出計を12億8,530万9,000円とするものでございます。

第5条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける消火栓に要する負担金を補正するものでございます。

続きまして、今回の補正の内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款水道事業収益の増は、第1項営業収益、3目その他営業収益1,010万3,000円の増額で、水道加入金が主なものでございます。

支出の第1款水道事業費用の減は、第1項営業費用、1目原水及び浄水費27万円の減額で、不動産鑑定委託料の請負差金でございます。

次に、6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入の減は、第3項他会計負担金、1目一般会計負担金38万5,000円の減額で、消火栓設置負担金でございます。

支出の第1款資本的支出の減額は、第1項建設改良費、2目施設改良費621万5,000円で、請負差金によるものでございます。3目資産購入費426万8,000円の減額につきましても、請負差金によるものでございます。

以上で、議案第36号について説明を終わります。

続きまして、議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を244万5,000円減額し、下水

道事業収益計を18億4,034万6,000円にするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を353万円減額、第2項営業外費用を108万5,000円増額し、下水道事業費用計を18億4,034万6,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億9,295万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億468万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金4億8,827万3,000円で補填するものとするに改め、補正するものでございます。

内容につきましては、2ページを御覧ください。

初めに、収入の第1款資本的収入、第2項一般会計出資金4,760万7,000円を減額、第6項工事負担金1,186万8,000円を増額、第8項県補助金110万円を減額し、資本的収入計を11億9,293万3,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第3項企業債償還金2,455万8,000円減額し、資本的支出計を17億8,588万9,000円とするものでございます。

第4条は、継続費について改めるもので、下水道ストックマネジメント計画推進事業（処理場施設更新工事）の実施計画により総額を11億2,854万6,000円に、令和4年度、令和5年度の2か年の年割額を記載のとおり改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第5条は、他会計からの補助金を記載のとおり補正するものでございます。

主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の、収入でございます。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、4目一般会計補助金244万5,000円の減額は、分流式下水道等補助金や維持管理費等補助金などの変更でございます。

支出の第1款下水道事業費用の減の主なものとしたしましては、第1項営業費用、3目処理場費500万円の減額で、汚泥処理委託料の実績に伴うものでございます。

8ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の、収入でございますが、第1款下水道事業資本的収入、第2項1目一般会計出資金4,760万7,000円の減額は、支出予算の実績見込に合わせ、繰出基準を算出した結果による出資金の変更等でございます。

第6項工事負担金1,186万8,000円の増は、1目受益者負担金、2目区域外流入分担金の確定による増額でございます。

第8項1目県補助金110万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

9ページを御覧ください。

支出の第1款下水道事業資本的支出、第3項1目企業債償還金2,455万8,000円の減額は、処理場建設等の事業費の確定が主なものでございます。

以上で、議案第37号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

この後、本議案に対する質疑を通告なしで行います。その際、複数の質疑がある場合は、1件ごとに質疑を終了させて次の質疑に入るようお願いをいたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第37号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算

議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算

議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算

議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（石松俊雄君） 日程第21、議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算の10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算から議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計5会計、企業会計4会計について令和4年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算について御説明

を申し上げます。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億1,000万円と定めるものでございます。

第2条は、継続費、第3条は、債務負担行為、第4条は、地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第5条は、一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9ページを御覧ください。

第2表継続費でございます。第8款消防費、第1項消防費（岩間消防署整備事業）につきまして、総額を5億6,280万円とし、令和4年度から令和5年度の2か年度の継続事業として設定をするものでございます。

10ページを御覧ください。

第3表債務負担行為でございます。市民税賦課事務労働者派遣をはじめ6件につきまして、令和4年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

11ページを御覧ください。

第4表地方債でございます。最終処分場整備事業債から次の12ページになりますが、臨時財政対策債までの16件につきまして、それぞれ起債限度額を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明を申し上げます。

14ページを御覧ください。

1、総括の歳入でございます。第1款市税は、家屋や償却資産の増加による固定資産税の増などを見込みまして、前年度と比べ3億2,639万1,000円増の95億8,465万6,000円としてございます。

第11款地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額の伸びのほか、基準財政需要額における公債費算入額の伸びなどを考慮しまして、前年度と比べ9億円増の69億円としてございます。

第15款国庫支出金は、障害者自立支援給付費や生活保護費に対する負担金の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や民間保育所等に対する保育所等整備交付金の計上などによりまして、前年度と比べ7億418万8,000円増の54億5,251万4,000円でございます。

15ページを御覧ください。

第19款繰入金金は、地域交流センター運営事業などに充てるため、まちづくり振興基金から2億7,053万円を繰り入れるほか、企業立地促進基金から1億2,500万円を繰り入れ、また、本年度の財源調整として財政調整基金から4億4,000万円を繰り入れまして、繰入金

全体では1億7,127万5,000円増の18億1,274万7,000円としております。

第22款市債は、最終処分場整備事業債や消防庁舎整備事業債などが増となる一方、臨時財政対策債や道の駅整備事業債などの減によりまして、市債全体では18億9,065万8,000円減の19億6,416万1,000円でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

67ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金に、企業立地を促進するための支援として、企業立地促進事業補助金1億円などを計上しております。

100ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、19節扶助費に、障害者自立支援給付費21億8,100万円を計上するほか、116ページを御覧ください。第3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費に生活保護費14億1,804万6,000円を計上するなど、社会保障関連経費が増額となっております。

118ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料に、不安解消等社会活動の継続を目的とした新型コロナウイルスのPCR検査委託料1,540万円などを計上してございます。

120ページを御覧ください。

2目予防費、12節委託料に、予防接種委託料2億5,790万4,000円のうち新型コロナウイルスワクチン接種分として9,553万9,000円のほか、次の121ページを御覧いただきたいと思います。ワクチン予約相談業務に係る委託料4,539万6,000円などを計上してございます。

125ページを御覧ください。

5目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金に、脱炭素社会の実現に向けた取組として、住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に対しまして蓄電池太陽光発電設置補助金2,300万円などを計上してございます。

130ページを御覧ください。

第2項清掃費、2目塵芥処理費、14節工事請負費に、諏訪クリーンパーク第2期建設に伴う施設整備工事費12億4,059万円などを計上してございます。

140ページを御覧ください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金に、機械や施設の導入、新規就農者の経営開始資金に対して支援する新規就農者育成総合対策事業補助金1,785万円のほか、新たにスマート農業に取り組む小菊生産者を支援する小菊生産支援事業補助金1,000万円などを計上してございます。

148ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金に、笠間焼

誕生250年祭を支援するための負担金1,000万円のほか、150ページを御覧ください。友部駅前通りの空き店舗等を活用する出店者に対して支援する友部駅前創業支援事業補助金200万円などを計上してございます。

154ページを御覧ください。

第2項観光費、3目観光施設費、12節委託料に、「笠間工芸の丘」や「あたご天狗の森公園」などの改修に伴う設計業務委託料6,379万円のほか、次の155ページを御覧ください。14節工事請負費に、笠間つつじ公園のトイレ整備工事費4,172万3,000円などを計上してございます。

160ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、12節委託料に、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジへのアクセス道路など、道路整備に伴う測量設計等委託料1億1,114万5,000円のほか、14節工事請負費に、道路新設改良工事費1億1,280万円などを計上してございます。

174ページを御覧ください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、14節工事請負費に、岩間消防署の建設工事費2億1,200万8,000円などを計上してございます。

188ページを御覧ください。

第9款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費に、水泳事業の民間委託への移行に伴う、みなみ学園義務教育学校のプール解体工事費3,580万円などを計上しております。

201ページを御覧ください。

第5項社会教育費、7目文化財保護費、12節委託料に、大日堂の駐車場など設計業務委託料356万4,000円のほか、18節負担金補助及び交付金に、かさましこ日本遺産活性化協議会への負担金1,262万円などを計上してございます。

206ページを御覧ください。

第6項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費に、岩間武道館屋根改修などの体育施設整備工事費1,743万5,000円を計上してございます。

以上で、令和4年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第39号から議案第42号の説明をいたします。

初めに、議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,400万円と定めるものでございます。

第2条では、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明申し上げます。
6ページを御覧願います。

初めに歳入ですが、1款国民健康保険税14億2,046万6,000円は国保被保険者の保険税収入で、前年度比較6,110万4,000円の減額は、令和4年度から平等割額を廃止し、3方式から2方式による賦課への変更によるものでございます。

4款県支出金53億9,556万円は特別交付金で、前年度比較7,324万8,000円の増額は医療費等の普通交付金と保険者努力支援金等の特別交付金、また、市の単独制度として子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から、7歳から18歳までの子どもに係る国民健康保険税均等割額の5割減免導入に伴う特別交付金の増額によるものでございます。

6款繰入金5億1,783万1,000円は繰出基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較9,822万4,000円の減額は、平等割額廃止による保険基盤安定繰入金、出産・育児一時金等の減額によるものでございます。

次に、歳出ですが、7ページを御覧願います。

2款保険給付費52億5,263万円は被保険者等の療養給付費や高額医療、出産・育児一時金で、前年度比較2,345万円の増額は医療費の増額によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金18億8,333万6,000円は茨城県へ支出する納付金で、前年度比較5,799万8,000円の増額は、県が精算する納付金の増額によるものでございます。

5款保健事業費9,885万5,000円は特定健診等事業費及び人間ドック等の保健事業費で、前年度比較257万9,000円の減額は、検診受診者見込数の減少によるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,100万円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明申し上げます。

5ページを御覧願います。

初めに歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料7億7,057万8,000円は特別徴収及び普通徴収の保険料で、前年度比較1,741万1,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款繰入金2億1,151万9,000円は繰出基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較817万1,000円の増額は、保険基盤安定繰入金等の増額によるものでございます。

次に、歳出ですが、6ページを御覧願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金9億7,540万8,000円は茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する令和4年度分の納付金で、前年度比較2,546万7,000円の増額は、被保険者数の増加によるものでございます。

4款保健事業費2,465万9,000円は後期高齢者の健康診査委託料で、前年度比較425万2,000円の減額は、検診受診者見込数の減少によるものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

次に、議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,000万円と定めるものでございます。

第2条は、債務を負担する行為の事項、期間、限度額を定めております。

第3条では、一時借入金の最高額を2億円と定めるものでございます。

第4条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款保険料15億7,859万7,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較3,063万4,000円の減額は、保険料算定に当たり、昨年度の基準額見込額と、本年度、確定後の保険料の差額によるものでございます。

3款国庫支出金17億4,572万5,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款支払い基金交付金20億107万2,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に関わる支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金の11億1,174万3,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

3款から5款の前年度比較につきましては、保険給付費の増額により法定割合に応じ増額となっております。

7款繰入金12億6,372万5,000円は、介護給付費や地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款総務費1億9,096万2,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款保険給付費72億5,875万9,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サ

サービスに対する給付費で、前年度比較 4 億845万円の増額は、サービス利用者の増加によるものでございます。

4 款地域支援事業費 2 億5,781万2,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的継続的ケアマネジメント支援事業費・任意事業費等でございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

続きまして、議案第42号 令和 4 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第 1 条で、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,100万円と定めるものでございます。

第 2 条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明いたします。

5 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1 款サービス収入1,810万2,000円につきましては、介護予防給付のケアプラン作成手数料の収入でございます。

次に、歳出でございます。

6 ページをお開き願います。

1 款総務費1,097万4,000円は、包括支援センターの運営に関わる人件費でございます。

2 款サービス事業費935万8,000円はケアプラン作成の委託料で、サービス利用者の増加に伴い、昨年度比較200万4,000円の増額となっております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第43号 令和 4 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億8,600万円と定めるものでございます。

第 2 条は、地方債の目的、限度額等について。

第 3 条は、一時借入金の最高額を 2 億円と定めるものでございます。

第 4 条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

2 ページを御覧ください。

第 1 表の歳入歳出予算で主なものを御説明申し上げます。

初めに、歳入になります。第 2 款使用料及び手数料9,209万8,000円は、主に農業集落排水の使用料でございます。

第 3 款県支出金7,169万2,000円は、農業集落排水事業に対する県からの補助金でございます。

第4款繰入金3億5,770万8,000円は、償還金及び工事費に充当するための一般会計からの繰入れでございます。

第7款市債6,230万円は、市原地区処理施設機能強化や公営企業会計適用のための費用に充てる借入れでございます。

3ページを御覧ください。

歳出でございます。

第1款農業集落排水事業費、第1項農業集落排水施設管理費2億8,097万8,000円の主なものは、各処理施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費でございます。

第2款公債費、第1項公債費3億402万2,000円は、農業集落排水事業債の償還金でございます。

4ページを御覧ください。

第2表地方債につきましては、市原地区処理施設機能強化の費用として4,800万円を、また、公営企業会計適用のための費用として1,430万円をそれぞれ限度額に定め、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量でございます。年間患者数では、入院を延べ9,855人、外来を延べ2万3,328人とし、1日の平均患者数では、入院を27人、外来を96人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を8億6,266万3,000円とし、内訳といたしまして、第1項医業収益7億9,725万3,000円は主に入院収益・外来収益で、第2項医業外収益6,540万7,000円は他会計負担金及び補助金などを計上するものでございます。

支出の第1款病院事業費用の総額を9億8,651万3,000円とし、第1項医業費用の9億4,745万1,000円は給与費や薬品費、減価償却費などを計上するものでございます。第2項医業外費用の3,605万8,000円は、病児保育運営費や地域医療センターかさま施設管理費などを計上するものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入を6,119万9,000円とし、内訳といたしまして、第1項企業債に2,000万円、第2項支出金に3,844万9,000円、第3項補助金に275万円を計上するものでございます。

支出の第1款資本的支出を7,964万7,000円とし、内訳といたしまして、第1項建設改良費でCT診断装置の更新に4,292万2,000円、第2項企業債償還金に3,672万5,000円を計上

するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、CT診断装置購入に関わる財源といたしまして、病院事業債を起こすものでございます。

第6条、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

第9条、他会計からの補助金をそれぞれを掲載しております。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億4,416万円と定めるものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第45号、議案第46号及び議案第47号について御説明申し上げます。

初めに、議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額。初めに収入は、第1款水道事業収益が18億319万4,000円でございます。内訳としまして、第1項営業収益16億2,225万2,000円は、主に水道使用料及び加入金でございます。第2項の営業外収益1億8,093万8,000円は、主に長期前受金戻入及び雑収益でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は16億5,545万3,000円で、内訳の主なものは、第1項営業費用15億8,412万1,000円で、水道水の供給費用、県水の受水費及び減価償却費でございます。第2項営業外費用5,592万8,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。第4項に予備費として1,500万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,609万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,836万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3億8,772万5,000円で補填するものであります。

内容につきましては、2 ページを御覧ください。

初めに、収入になります。

第1款資本的収入は6億2,242万2,000円でございます。内訳の主なものは、第1項企業債6億2,000万円で、浄水場及び老朽管更新工事に充てるための借入れでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出10億8,851万5,000円の内訳としては、第1項建設改良費8億6,979万4,000円で、浄水場更新、老朽管布設替、その他、配水管等の整備工事費が主なものでございます。第2項は企業債償還金2億1,872万1,000円でございます。

第5条、企業債につきましては、宍戸浄水場整備事業が限度額を5億6,000万円、老朽管更新事業が限度額を6,000万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第9条は、一般会計からの負担金・補助金を、それぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で、議案第45号についての説明を終わります。

続きまして、議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額。

初めに、収入は、第1款工業用水道事業収益2,982万7,000円でございます。内訳としまして主なものは、第1項営業収益2,950万5,000円で水道使用料でございます。

次に、支出になります。第1款工業用水道事業費用は2,557万1,000円で、内訳としまして主なものは、第1項営業費用2,356万6,000円で原水及び浄配水費、また、減価償却費でございます。第2項営業外費用100万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。第4項に、予備費として100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第6条は、一般会計からの補助金を記載のとおりを設定するものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で、議案第46号についての説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額。

初めに、収入は、第1款下水道事業収益が17億4,981万9,000円でございます。内訳として、第1項営業収益7億3,627万1,000円は、主に下水道の使用料でございます。第2項の営業外収益10億1,354万8,000円は、主に一般会計補助金及び長期前受金戻入でございます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用は17億4,981万9,000円で、内訳としまして、第1項営業費用15億6,193万6,000円で、主なものは各浄化センターやポンプ場の維持管理費及び減価償却費でございます。第2項営業外費用1億7,778万3,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。第3項特別損失10万円は、過年度損益修正損でございます。第4項に、予備費として1,000万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億7,822万円は、過年度分損益勘定留保資金1億468万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金4億7,353万7,000円で補填するものでございます。

内容につきましては、2ページを御覧ください。

初めに、収入でございますが、第1款資本的収入は10億3,916万9,000円でございます。内訳として、第1項企業債5億1,930万円は、下水道工事に充当するための1億9,430万円と資本費平準化債3億2,500万円でございます。第2項一般会計出資金3億3,795万9,000円は、主に企業債元金償還の財源として繰り入れるものでございます。第6項工事負担金1,606万円は、主に受益者からの負担金収入でございます。第7項国庫補助金1億6,485万円、第8項経営補助金100万円は、公共下水道事業に対する補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は16億1,738万9,000円で、内訳として、第1項建設改良費4億3,376万3,000円は、下水道管のカメラ調査や布設替え、また、処理場更新工事全体計画改定業務の委託料が主なものでございます。第3項企業債償還金11億8,362万6,000円は、企業債の元金償還でございます。

第5条は、継続費の設定でございます。内容は、浄化センターともべ沈砂池施設増設事業を行うため、総額を2億2,600万円、期間を令和4年度、令和5年度の2か年事業としまして、年割額を記載のとおり定めるものでございます。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業の費用として限度額を1億9,430万円に、また、借入金の一部を将来に繰り延べするための資本費平準化債の限度額を3億2,500万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

第7条は、一次借入金の限度額を8億円に定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。

第10条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金をそれぞれ記載のとおりを設定す

るものでございます。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程はすべて終了であります。

次の本会議は、あさって3月2日水曜日午後2時に開会をいたします。

なお、2日当日は、午前10時から補正予算の審査のため各常任委員会を開催しますので、午前10時に間に合うように御登庁をお願いをいたします。

本日は以上で散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 松 俊 雄

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄